

令和 7 年第 2 回（ 6 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和7年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 95号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 96号	川口市保育施設等事故検証委員会設置条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 97号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………	8
議案第 98号	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 99号	川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	10
議案第 100号	川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例を廃止する条例…	12
議案第 101号	川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例を廃止する等の条例……………	13
議案第 102号	川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	14
議案第 103号	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 104号	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	26
議案第 105号	工事請負契約の締結について（朝日環境センターNo. 1ごみクレーンほか復旧工事）……………	27
議案第 106号	工事請負契約の締結について（中央橋改修工事（左岸橋台工））…	28
議案第 107号	工事請負契約の締結について（仲町小学校改築工事）……………	29
議案第 108号	工事請負契約の締結について（仲町小学校改築工事のうち電気工事）……………	30
議案第 109号	工事請負契約の締結について（仲町小学校改築工事のうち設備工事）……………	31
議案第 110号	工事請負契約の締結について（北スポーツセンター及び神根西公民館改築工事）……………	32

議案第 1 1 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について（川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事）	3 3
議案第 1 1 2 号	工事請負契約の変更契約の締結について（戸塚環境センター施設整備工事）	3 6
議案第 1 1 3 号	財産の取得について（川口市立美術館備品（スポットライト））	3 8
議案第 1 1 4 号	財産の取得について（投票用紙自動交付機）	3 9
議案第 1 1 5 号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型））	4 0
議案第 1 1 6 号	財産の取得について（はしご付消防自動車）	4 1
議案第 1 1 7 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	4 2
議案第 1 1 8 号	財産の取得について（高度救命処置用資機材）	4 3
議案第 1 1 9 号	財産の取得について（消防団ポンプ自動車（小型動力ポンプ付積載車））	4 4
議案第 1 2 0 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 5
議案第 1 2 1 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 6
議案第 1 2 2 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 7
議案第 1 2 3 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 8
議案第 1 2 4 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 9
議案第 1 2 5 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金の請求）	5 0
議案第 1 2 6 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）	5 1
議案第 1 2 7 号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	5 2
議案第 1 2 8 号	専決処分の承認について（令和 6 年度川口市一般会計補正予算）	5 3
議案第 1 2 9 号	専決処分の承認について（令和 6 年度川口都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算）	5 5
議案第 1 3 0 号	専決処分の承認について（令和 7 年度川口市一般会計補正予算）	5 7
議案第 1 3 1 号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条例）	7 1

議案第 1 3 2 号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7 4
議案第 1 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝高木保育所）	7 6
議案第 1 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口駅前保育園）	7 7
議案第 1 3 5 号	川口市副市長の選任同意について	7 8
議案第 1 3 6 号	川口市監査委員の選任同意について	7 9
議案第 1 3 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	8 0
議案第 1 3 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	8 1

議案第 95号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「特定個人番号利用事務」の次に「（以下「特定個人番号利用事務」という。）」を加える。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から6の項までを1項ずつ繰り上げ、7の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を一元的に管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第1に次のように加える。

9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項中「実施又は」を「実施若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表2の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表3の項中「重度心身障害者医療費関係情報」を「地域生活支援事業関係情報、重度心身障害者医療費関係情報」に、「又はひとり親家庭等医療費関係情報」を「、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表4の項中「地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39

年法律第 134 号) による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 97 条第 1 項による福祉手当の支給に関する情報」を「地域生活支援事業関係情報」に改め、「、児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) による児童手当の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報」を削り、「、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報」を「又は住登外者宛名情報」に改め、同表 5 の項から 7 の項までの規定中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 8 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 27 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表 33 の項とし、同表 26 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 32 の項とし、同表 25 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 31 の項とし、同表 24 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 30 の項とし、同表 23 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 29 の項とし、同表 22 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 28 の項とし、同表 21 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 27 の項とし、同表 20 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 26 の項とし、同表 19 の項中「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を、「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 24 の項とし、同項の次に次のように加える。

25 市 長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
-----------	--	----------------------

別表第2の18の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表23の項とし、同表17の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「又は後期高齢者医療保険給付関係情報」を「、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表22の項とし、同表16の項中「又は国民健康保険給付関係情報」を「、国民健康保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表21の項とし、同表15の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表19の項とし、同項の次に次のように加える。

20 長 市	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-----------	---	----------------------

別表第2の14の項中「又は後期高齢者医療保険給付関係情報」を「、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 長 市	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-----------	---	--

別表第2の13の項を同表16の項とし、同表12の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、「準生活保護関係情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報又は住登外

者宛名情報」に改め、同項を同表 1 5 の項とし、同表 1 1 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 1 2 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 3 市 長	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 (昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号) に基づく特 別児童扶養手当であ る給付に関する規則 の	生活保護関係情報、準生活保護関係情 報又は住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの
1 4 市 長	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による障害児福祉手 当若しくは又は国民 年金の一部を改正す る法律(昭和 6 0 年 法律第 3 4 号) 附則 第 9 7 条第 1 項の福 祉手当の支給に關 する事務で定める もの	生活保護関係情報、準生活保護関係情 報又は住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの

別表第 2 の 1 0 の項中「準生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 1 1 の項とし、同表 9 の項の次に次のように加える。

1 0 市 長	児童福祉法による障 害児通所給付費、特 例障害児通所給付費、 高額障害児相談支援 給付費若しくは特例 障害児相談支援給付 費の支給又は障害福 祉サービスの提供に 関する事務で定める 規則の	住登外者宛名情報であって規則で定め るもの
------------	---	--------------------------

別表第 2 に次のように加える。

3 4 市 長	公的給付の支給等の 迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座 の登録等に関する法 律(令和 3 年法律第 3 8 号) による特定 公的給付の支給を 実	住登外者宛名情報であって規則で定め るもの
------------	--	--------------------------

	基礎と関係 の管理も めめる た情報 する事務 施す定 する則	
市 5 長	管外関規 号登にて 番住理つ 名の管も 宛よの 者に報務 外能情事 登機的事 住理者す 則	介用を日す業口療情川にび報に 、利部の援事川関医る関及情の 報を一者支援、及び係に給支務の 等を害に支助成及に給支費の交係 るス額障的活情録務支録のにすめ 係ビき、合生るの登事の係療証務 に一べ報総域係費の登の医者事 務サす情を地に療格資療格の給理 事宅担る活る務医資関療事等受規 用居負係生上事者給にも給庭る関 利るがに会にる害受給ど受す家よに 号よ者務社律障る支子る親に給住 番に險事び法関身よの市より例独 人法保る及の心に金口に給と条の 個險被す活めの実施度例成川例支 定保る助生た実重条助、条の市す 特護す補常るの市の費報る費口関 又係
教員 委員 3 育 会	就学援助に關する事 務であもの規則で定 め	住登外者宛名情報であって規則で定め るもの
教員 委員 3 育 会	学校保健安全法（昭6）第5条の2 和3に費用に關する規定 する助につての規則で定め あもの	住登外者宛名情報であって規則で定め るもの
教員 委員 3 育 会	管外関規 号登にて 番住理つ 名の管も 宛よの 者に報務 外能情事 登機的事 住理者す 則	特定個人番号利用事務に係る情報又は 就学援助に關する事項に関する情報

別表第2備考中第7号を削り、第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同表備考に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域生活支援事業関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報をいう。

別表第2備考中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とす

る。

別表第3の2の項中「又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報」を削り、同表中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第3に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 96号

川口市保育施設等事故検証委員会設置条例の一部を改正する条例

川口市保育施設等事故検証委員会設置条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「において当該保育施設等を利用する」を「の利用又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に伴い」に改める。

第2条中「（平成24年法律第65号）」を削り、「同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第10号及び第11号に掲げるものに限る。）」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「同法」に、「（同法）」を「（同法第6条の3第9項から第12項まで又は）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は、この条例による改正後の川口市保育施設等事故検証委員会設置条例第2条中「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う施設及び同法」とあるのは、「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）」とする。

令和7年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号エ中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

(川口市社会福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 川口市社会福祉センター設置及び管理条例（平成8年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 98号

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表川口市立青木北保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 99号

川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同条第1号に定める支援」を「同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第5項に規定する保育所等訪問支援その他同法第43条に規定する援助のうち市長が必要と認めるもの」に改める。

第8条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

第9条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第11条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第2条 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表児童発達支援センターの項中「40」を「30」に改め、同表児童発達支援事業所の項を削り、同表生活介護事業所の項中「185」を「130」に改め、同表就労移行支援事業所の項を削り、同表備考中「第11条第1号」を「第9条第1号」に改める。

第5条を削る。

第6条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

第15条第1号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第2号中「第10条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3号中「第13条」を「第11条」に、「第11条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

別表中「第15条」を「第13条」に改める。

第 3 条 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表就労継続支援 B 型事業所の項を削り、同表備考中「第 9 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改める。

第 7 条を削る。

第 8 条中「前 2 条」を「前条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 13 条第 2 号中「第 8 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 11 条」を「第 10 条」に、「第 9 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

別表中「第 13 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 0 0 号

川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例を廃止する条例

川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例（平成 2 3 年条例第 9 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 101 号

川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例を廃止する等の条例

(川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例の廃止)

第 1 条 川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例（平成 23 年条例第 96 号）は、廃止する。

(川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 0 2 号

川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条—第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 3 条 市長は、川口市社会福祉審議会（川口市社会福祉審議会条例（平成 2 9 年条例第 4 9 号）第 1 条に規定する川口市社会福祉審議会をいう。）の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、

最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等であってはならない。

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

8 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的に管理するよう努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定

期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第3号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第25条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第4号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。同号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を1階に設ける建物にあっては通常利用する出入口以外に避難用の出入口を設けること、2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカに掲げる要件を満たすこと、3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでに掲げる要件を満たすこと。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
2階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構

		造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常 用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられ

ていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講ぜられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受ける

ことができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）に規定する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園（次号に掲げる幼保連携型認定こども園を除く。） 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）に規定する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。） 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）に規

定する基準

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 0 3 号

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立公民館設置及び管理条例（昭和 4 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川口市立西川口公民館の項中「川口市立西川口公民館」を「川口市立横曽根公民館」に改め、同表川口市立横曽根公民館の項を削る。

別表第 2 西川口公民館の項を次のように改める。

横曽根公民館	ホール	5 5 0	5 5 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0
	日本間	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	講座室	2 2 0	2 2 0	4 4 0	4 4 0	6 6 0	6 6 0
	会議室 1 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	会議室 2 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	会議室 3 号	1 4 0	1 4 0	2 7 0	2 7 0	4 1 0	4 1 0
	会議室 4 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	会議室 5 号	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
	料理実習室	2 2 0	2 2 0	4 4 0	4 4 0	6 6 0	6 6 0
	ミーティング室	1 4 0	1 4 0	2 7 0	2 7 0	4 1 0	4 1 0
	視聴覚室	1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0

別表第 2 横曽根公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 104 号

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立図書館設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表川口市立横曽根図書館の項中「川口市仲町 10 番 16 号」を「川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 105 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 朝日環境センターN o. 1 ごみクレーンほか復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市朝日 4 丁目 2 1 番 3 3 号 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1, 6 4 8, 9 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都大田区羽田旭町 1 1 番 1 号 |

荏原環境プラント株式会社営業第一部

部長 塩 原 利 康

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 106 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 中央橋改修工事（左岸橋台工）
- 2 工 事 場 所 川口市元郷 1 丁目ほか地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 201,300,000 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市道合 305 番地

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 107 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 仲町小学校改築工事
- 2 工 事 場 所 川口市西川口 5 丁目 6 番 1 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 2, 6 7 0, 8 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市本町 4 丁目 1 1 番 6 号

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 108 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 仲町小学校改築工事のうち電気工事
- 2 工 事 場 所 川口市西川口 5 丁目 6 番 1 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 382,536,000 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市芝 2 丁目 21 番 15 号

内山電設株式会社

代表取締役 内 山 祥 章

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 109 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 仲町小学校改築工事のうち設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市西川口 5 丁目 6 番 1 号 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 6 5 7, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県川口市上青木西 3 丁目 6 番 3 4 号
サン設備・ユニパック特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市上青木西 3 丁目 6 番 3 4 号

株式会社サン設備

代表取締役 小 坂 廣 繼

埼玉県川口市西川口 2 丁目 7 番 1 号

株式会社ユニパック

代表取締役 松 江 昭 彦

上記代表者

株式会社サン設備

代表取締役 小 坂 廣 繼

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 110 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 北スポーツセンター及び神根西公民館改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市大字道合 390 番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 6, 490, 000, 000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 7 5 番 1 号
前田・伸明特定建設工事共同企業体 |

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 7 5 番 1 号
前田建設工業株式会社関東支店

常務執行役員支店長 河 村 展 之

埼玉県川口市並木 4 丁目 1 4 番 5 号
伸明建設株式会社

代表取締役 青 木 祥 禎

上記代表者

前田建設工業株式会社関東支店

常務執行役員支店長 河 村 展 之

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 1 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市川口 3 丁目 1 番地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 21,955,593,000 円
変更後 22,021,527,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番 5 号 ソニックシ
ティビル 1 7 階
フジタ・川口土建・新菱・グンエイ・浅倉・東光・佐野異業
種建設共同企業体 |

上記代表者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番 5 号 ソニックシ
ティビル 1 7 階

株式会社フジタ関東支店

支店長 中 島 直 史

(1) 建築工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番 5 号 ソニッ
クシティビル 1 7 階

フジタ・川口土建建築工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番 5 号 ソニッ
クシティビル 1 7 階

株式会社フジタ関東支店

支店長 中 島 直 史

埼玉県川口市本町4丁目11番6号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古 川 元 一

上記代表者
株式会社フジタ関東支店
支店長 中 島 直 史

(2) 設備工事建設共同企業体

埼玉県川口市川口3丁目2番 リプレ川口壺番街1-2
06
新菱・グンエイ・浅倉設備工事建設共同企業体

埼玉県川口市川口3丁目2番 リプレ川口壺番街1-2
06
新菱冷熱工業株式会社川口営業所
所長 小 川 文 弘

埼玉県川口市並木3丁目9番5号 J K H Dビル2階
株式会社グンエイ川口支店
支店長 浦 出 信 行

埼玉県川口市仲町18番5号
株式会社浅倉水道
代表取締役 佐々木 喬

上記代表者
新菱冷熱工業株式会社川口営業所
所長 小 川 文 弘

(3) 電気工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号 大

宮JPビルディング

東光・佐野電気工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号 大

宮JPビルディング

東光電気工事株式会社北関東支社

支社長 木 村 悟

埼玉県川口市差間3丁目22番11号

佐野電機株式会社

代表取締役 佐 野 雄一朗

上記代表者

東光電気工事株式会社北関東支社

支社長 木 村 悟

令和7年6月2日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 2 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 戸塚環境センター施設整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市大字藤兵衛新田 2 9 0 番地 |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 4 7, 6 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後 4 7, 8 7 0, 8 1 2, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都品川区大崎 1 丁目 5 番 1 号 大崎センタービル
日鉄エンジ・極東開発・三井住友・川口土建特定建設工事共同企業体 |

東京都品川区大崎 1 丁目 5 番 1 号 大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役 石 倭 行 人

大阪府大阪府中央区淡路町 2 丁目 5 番 1 1 号
極東開発工業株式会社
代表取締役 布 原 達 也

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 0 3 番地
三井住友建設株式会社北関東営業所
所長 酒 井 智 治

埼玉県川口市本町 4 丁目 1 1 番 6 号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古 川 元 一

上記代表者

日鉄エンジニアリング株式会社

代表取締役 石 倭 行 人

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 川口市立美術館備品（スポットライト）
- 2 納 入 場 所 川口市川口 3 丁目 1 番 2 号
- 3 納 入 者 埼玉県川口市坂下町 3 丁目 1 2 番 3 号
株式会社田部井電気
代表取締役 田部井 崇
- 4 数 量 4 0 0 台
- 5 取 得 価 格 3 5 , 5 9 5 , 7 8 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 投票用紙自動交付機
- 2 納 入 場 所 川口市青木 3 丁目 2 0 番 2 0 号
- 3 納 入 者 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1 丁目 2 番地
株式会社ムサシ北関東支店
支店長 田 島 賢 大
- 4 数 量 2 0 2 台
- 5 取 得 価 格 6 8 , 8 8 2 , 0 0 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）
- 2 納 入 場 所 川口市芝下 2 丁目 1 番 1 号
- 3 納 入 者 東京都江戸川区篠崎町 1 丁目 7 番 1 6 号ラフィーネ篠崎 1 階
A 号室
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 石 川 覚
- 4 数 量 1 台
- 5 取 得 価 格 8 7 , 4 5 0 , 0 0 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 はしご付消防自動車
- 2 納 入 場 所 川口市芝下 2 丁目 1 番 1 号
- 3 納 入 者 東京都港区芝 5 丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビル 1 9 階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山 北 忠 司
- 4 数 量 1 台
- 5 取 得 価 格 2 4 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 高規格救急自動車
- 2 納 入 場 所 川口市芝下 2 丁目 1 番 1 号
- 3 納 入 者 埼玉県川口市栄町 1 丁目 1 6 番 1 2 号
 埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
 店長 畠 山 正
- 4 数 量 2 台
- 5 取 得 価 格 4 3 , 6 4 8 , 0 0 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 別 | 高度救命処置用資機材 |
| 2 | 納 入 場 所 | 川口市芝下 2 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 納 入 者 | 東京都豊島区駒込 1 丁目 1 4 番 9 号
エイバン商事株式会社
代表取締役 武 内 淳 一 |
| 4 | 数 量 | 2 組 |
| 5 | 取 得 価 格 | 3 5 , 8 1 6 , 0 0 0 円 |

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 消防団ポンプ自動車（小型動力ポンプ付積載車）
- 2 納 入 場 所 川口市芝下 2 丁目 1 番 1 号
- 3 納 入 者 埼玉県川口市安行吉蔵 1 6 3 番地
埼玉県消防機械株式会社東部営業所
所長 高 橋 怜
- 4 数 量 2 台
- 5 取 得 価 格 4 7 , 9 6 0 , 0 0 0 円

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 0 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 1 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 B 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 2 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 3 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 4 号

訴えの提起について

住宅使用料及び駐車場使用料に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E 氏

2 事件の内容

上記の者は、住宅使用料及び駐車場使用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し住宅使用料及び駐車場使用料並びにこれらに係る延滞金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から住宅使用料及び駐車場使用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 5 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F 氏

G 氏

H 氏

2 事件の内容

上記、F 氏及び H 氏は、母子福祉資金について、G 氏は、奨学資金貸付金及び母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息並びに母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 6 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

大阪府大阪市在住 I 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 7 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

神奈川県横浜市在住 J 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 128 号

専決処分の承認について

令和 6 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

令和 6 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

令和 6 年度川口市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度川口市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理費	47,847 千円
3 民生費	1 社会福祉費	障害者短期入所施設建設事業	200,000
4 衛生費	2 清掃費	戸塚環境センター施設整備事業	2,455,643
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう施設維持補修費	5,680

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	3 河川費	雨水流出抑制対策事業	249,007千円	296,608千円

議案第 129 号

専決処分の承認について

令和 6 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

令和 6 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

令和 6 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

1 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 土地区画 整理事業 費	1 新 郷 東 部 第 2 事業区画整理費	新郷東部第 2 事業費	158,510千円	209,780千円
	7 安 行 藤 八 特 定 事業区画整理費	安行藤八特定事業費	98,736	102,731

議案第 130 号

専決処分の承認について

令和 7 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

令和 7 年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 9 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

令和 7 年度川口市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度川口市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 4 8, 9 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 5, 3 6 8, 9 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 繰入金		15,789,145	99	15,789,244
	1 基金繰入金	15,640,515	99	15,640,614
23 市債		35,545,600	1,648,900	37,194,500
	1 市債	35,545,600	1,648,900	37,194,500
歳 入	合 計	273,720,000	1,648,999	275,368,999

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		30,228,822	1,648,999	31,877,821
	2 清掃費	19,296,676	1,648,999	20,945,675
歳	出	合	計	
		273,720,000	1,648,999	275,368,999

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
朝日環境センターごみピット火災再発防止対策工事費	令和7年度から令和8年度	千円 190,000

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
	千円	千円
清 掃 施 設 等 整 備 事 業	3,202,300	4,851,200
計	35,545,600	37,194,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
20 繰入金	15,789,145	99	15,789,244
23 市債	35,545,600	1,648,900	37,194,500
歳入合計	273,720,000	1,648,999	275,368,999

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	30,228,822	1,648,999	31,877,821
歳 出 合 計	273,720,000	1,648,999	275,368,999

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	1,648,900	0	99
0	1,648,900	0	99

2 歳 入

2 0 款 繰入金 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	11, 182, 144	99	11, 182, 243
計	15, 640, 515	99	15, 640, 614

2 3 款 市債 1 項 市債

4 環境衛生債	3, 202, 300	1, 648, 900	4, 851, 200
計	35, 545, 600	1, 648, 900	37, 194, 500

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	99	財政調整基金繰入金 99

1 清掃施設等整備事業債	1,648,900	朝日環境センター整備事業債 1,648,900

20款 繰入金 23款 市債

3 歳 出

4 款 衛生費 2 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 環境センター費	8,995,678	1,648,999	10,644,677		1,648,900 市債		99
計	19,296,676	1,648,999	20,945,675	0	1,648,900	0	99

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
14 工事請負費	1,648,999	改修工事費 1,648,999	朝日環境センタープラント維持補修費【朝日環境センター】 1,648,999

4 款 衛生費

債 務 負 担 行 為 補 正 調 書

1 追 加

(令和7年度設定分)

事 項	限 度 額	令和7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
朝日環境センターごみピット火災再発防止対策工事費	千円 190,000	令和7年度から 令和8年度	千円 190,000	千円	千円 190,000	千円	千円

地 方 債 補 正 調 書

区 分	令和 6 年度末 現在高見込額	令和 7 年 度 中 起 債 見 込 額			令和 7 年度中 元金償還見込額	令和 7 年度末 現在高見込額
		補正前の額	補 正 額	計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	104,326,576	34,914,400	1,648,900	36,563,300	6,699,438	134,190,438
(1) 総 務	27,959,167	14,549,700		14,549,700	536,416	41,972,451
(2) 民 生	4,373,683	556,500		556,500	443,022	4,487,161
(3) 保 健 衛 生	3,777,456	151,500		151,500	306,516	3,622,440
(4) 環 境 衛 生	5,896,709	3,202,300	1,648,900	4,851,200	144,026	10,603,883
(5) 労 働	154,924			0	6,470	148,454
(6) 農 業	1,043,979	181,200		181,200	59,058	1,166,121
(7) 商 工	28,532			0	1,851	26,681
(8) 土 木	26,321,738	6,316,900		6,316,900	2,182,523	30,456,115
(9) 消 防	3,327,441	951,600		951,600	418,699	3,860,342
(10) 教 育	31,085,667	9,004,700		9,004,700	2,547,855	37,542,512
(11) 諸 支 出 金	357,280			0	53,002	304,278
2 減 税 補 て ん 債	135,434			0	110,754	24,680
3 臨 時 財 政 対 策 債	50,501,169	631,200		631,200	5,673,866	45,458,503
4 減 収 補 て ん 債	358,507			0	22,306	336,201
5 第 三 セ ク タ ー 等 改 革 推 進 債	18,920,054			0	986,001	17,934,053
計	174,241,740	35,545,600	1,648,900	37,194,500	13,492,365	197,943,875

議案第 131 号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和２９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第８５条第１号ア中「エに」を「ウ及びオに」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第９３条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９３条の２第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１１条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がさ

れ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の3第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第85条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 132 号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 3 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立芝高木保育所

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字道合 1 2 2 1 番地

学校法人大徳寺学園

理事長 井 川 展 子

- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 3 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口駅前保育園

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目 3 8 番 2 号

株式会社日本保育サービス

代表取締役 坂 井 徹

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 135 号

川口市副市長の選任同意について

川口市副市長に次の者を選任するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 162 条の規定により同意を求める。

記

栗 原 明 宏 61 歳 川口市在住

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 栗 原 明 宏

生年月日 61 歳

現 住 所 川口市在住

平成 24 年 4 月 都市整備部街路事業課長

平成 27 年 4 月 建設部次長兼道路建設課長

平成 30 年 4 月 建設部長

令和 3 年 4 月 総務部理事兼検査室長

令和 3 年 7 月 川口市副市長

議案第 136 号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により同意を求める。

記

西 原 信一郎 61 歳 さいたま市在住

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 西 原 信一郎

生年月日 61 歳

現 住 所 さいたま市在住

昭和 57 年 4 月 関東信越国税局総務部総務課採用

平成 30 年 7 月 喜多方税務署長

令和 元年 7 月 関東信越国税局総務部事務管理課長

令和 2 年 7 月 関東信越国税局課税第一部個人課税課長

令和 4 年 7 月 関東信越国税局課税第一部次長

令和 5 年 7 月 関東信越国税局徴収部長

議案第 137 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

栗 原 嘉 章 72 歳 川口市在住

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 栗 原 嘉 章

生年月日 72 歳

現 住 所 川口市在住

平成 12 年 9 月 有限会社山嘉工機製作所代表取締役

平成 25 年 10 月 人権擁護委員

平成 28 年 10 月 人権擁護委員

令和 元年 10 月 人権擁護委員

令和 4 年 10 月 人権擁護委員

令和 5 年 5 月 公益社団法人川口法人会副会長

議案第 138 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

小 林 友 子 71 歳 川口市在住

令和 7 年 6 月 2 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小 林 友 子

生年月日 71 歳

現 住 所 川口市在住

平成 元年 4 月 株式会社精光堂取締役

平成 19 年 12 月 民生委員・児童委員

平成 25 年 10 月 人権擁護委員

平成 26 年 9 月 川口市社会福祉協議会法人後見支援員

平成 28 年 10 月 人権擁護委員

令和 元年 10 月 人権擁護委員

令和 4 年 10 月 人権擁護委員